

北平政府 1949

遺骨問題之閣議 案約為 499

2月2日 2707. 83. 10. 9. 北平政府

事件之閣議 8月10日付の通告一紙

新案の 2707 "案起 2月2日" 之 10日付

2月2日 29 2月2日 案約為 2707 北平政府

中議案之在 2707 由 更之 29 2月2日 案約為 2707

之 內容之 2707 檢討之 2707

津浦
厚生

之 檢討 2707

(檢討之 厚生津浦)

条規コメント (昭43.10.7 条約局長室に於ける局内会
議の検討の結果)

本件に関し、どのような措置を講ずるかを検討する
ためは、次の諸点につき法務省に確認することが先
決である。

1. 遺骨は所有権の対象となるか。(仮に所有権の
対象とならねば、いかなる権利の対
象となるか。)

2. 遺骨の所有者(本件につき遺骨について請
求権を有する者)は相競いど決まるのか。

3. 遺骨の所有者(同上)は、本件の場合
いずれの国(又は地域)の法律により決ま
るのか。

4. 本件に関し、厚生省が行政上しているのは「事

務管理」か。

5. 本件の場合、厚生省（日本国政府）は才三
者に遺骨を引渡すことにより責任を免れ得
るか。